

議案第26号

定住自立圏形成協定の変更について

次のとおり倉吉市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年三朝町条例第18号）及び定住自立圏の形成に関する協定（平成22年3月31日締結）第6条後段の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月5日

三朝町長 吉田秀光

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
政策分野	取組の内容		役割分担		政策分野	取組の内容		役割分担	
			甲の役割	乙の役割				甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	略				生活機能の強化	略			
	産業振興	略				産業振興	略		
		企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	(1)及び(2)略			(1)及び(2)略	企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。
その他	消費生活相談窓口の体制整備	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとと	(1)消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 (2)消費者被害の未然防止のため、消費生	(1)消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 (2)消費者被害の未然防止のため、消費生					

		<p>もに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。</p>	<p>活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行う。</p> <p>(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。</p>	<p>活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。</p> <p>(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。</p>					
略				略					

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2
三朝町
三朝町長 吉田 秀光